

	誤った記述	正しい記述
目次 頁 上から 3行目	第5章 設立・解散・企業再編に関する登記	第5章 設立・解散・組織再編に関する登記
100頁真ん中の表 例外の添付書面	取締役会議事録 株主総会議事録	取締役会議事録 第3者に対する有利発行のために株主総会の特別決議を要する場合の株主総会議事録の添付は要しない(昭 30.6.25-1333)
151頁一番下 解答に当たって 注意する点>	登記事項証明書の募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込みを要しないとする旨の部分を確認したか？ 新株予約権の発行価額が無償でない場合には、その新株予約権の帳簿価額が、新株予約権の行使に際しての払込み又は給付した財産の額に追加される。また、添付書面として、新株予約権の発行の際に募集事項を定めた議事録も必要となる。	新株予約権の発行の内容欄の「当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」を確認したか？ 資本準備金に計上する額を定めていた場合は、それを証するため、新株予約権の発行の際に当該事項を定めた議事録も添付が必要となる。
99頁 下から 2行目	手続上は、添付書面から割当基準日が明らかであれば割当基準日を、割当基準日が不明であれば募集事項の決定決議の日を起算点として2週間の期間を計算する。	手続上は、募集事項の決定の日（割当基準日が明らかの場合において、決定の日より割当基準日が遅い場合は割当基準日）と申込期日との間に2週間がないことが判明するときは、総株主の同意書を添付する必要がある。

